

DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)電力供給

入札説明書

令和6年3月19日

DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)

DMG MORIやまと郡山城ホール（文化会館）電力供給

| | |
|---------------------|--|
| 1. 入札件名 | DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)電力供給 |
| 2. 供給場所 | 大和郡山市北郡山町地内 |
| 3. 供給期間 | 供給開始: 令和6年6月1日 0時 供給終了: 令和9年5月31日 24時 |
| 4. 開札日時 | 令和6年4月1日(月) 11:30 |
| 5. 開札場所 | 大和郡山市役所 交流ルーム2 |
| 6. 入札書の記載方法 | 夏季(7月・8月・9月)及びその他季節の平日及び休日の電力量料金単価、基本料金単価を消費税抜きで提示してください。これらの単価及び年間予定使用電力量で算出された施設の年間電力料金に消費税額を加算した合計額である入札額について、予定価格内で最低価格提示業者を落札者とします。 |
| 7. 入札書を交付する場所及び問合せ先 | DMG MORIやまと郡山城ホール 電話0743-54-8000 E-Mail ykjh@ykjohall.jp 〒639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町211-3 入札説明書等はHP上でダウンロードすること。 |
| 8. 仕様書の質問 | (1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。なお質問のない場合には、「質問なし」と記入すること。 ア 提出期間 令和6年3月25日(月) 17時まで イ 提出場所 7に同じ ウ 提出先アドレス E-Mail ykjh@ykjohall.jp (2) (1)の回答については、下記URLで回答する。ただし質問なしの場合を除く。 https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu/r06/14_468.html ア 回答期限 令和6年3月26日(火)まで |
| 9. 入札参加資格 | 入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1)電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。 (2)大和郡山市令和6年度・7年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者であること。 (3)過去2年間に於いて官公庁所管施設への電力供給契約実績を複数件有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立が行われていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立が行われていない者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (6)事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (7)下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。 |

| | |
|------------------------|--|
| <p>10. 入札参加資格の確認方法</p> | <p>この入札に参加を希望する者は、9に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、及び下記②・③に記載される書類を提出しなければならない。 なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類 ① 一般競争入札参加申請書 ② 一般電気事業者または特定規模電気事業者であることがわかる書類の写し ③ 過去2年間の電力供給契約実績表(官公庁所管施設対象)</p> <p>(2)提出期間 令和6年3月25日(月)17時まで (3)提出場所 7に同じ (4)提出方法 郵便または持参によること。なお提出期間に必着のこと。 ※提出期間のうち、3月19日(火)、3月26日(火)は、DMG MORIやまと郡山城ホールの休館日です。</p> <p>(5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和6年3月26日までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を電子メールにより通知する。 ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>(6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 理事長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p> |
| <p>11. 入札手続等</p> | <p>(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 免除 (3)契約書作成の要否 要 (4)支払条件 毎月後払とし、詳細は入札仕様書によるものとする。 (5)この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約とし、電力の供給は当該契約に係る予算の成立を条件とする。</p> |
| <p>12. 入札上の注意</p> | <p>(入札の基本的事項) 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (入札書記載価格) 入札書の基本料金単価及び電力量料金単価には、消費税抜きの金額を記載し、入札金額には消費税込みの金額を記入してください。 (入札書の金額の数字) 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。 (入札書の記載事項の訂正) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。 (入札の辞退) 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の当日10時までに辞退届を理事長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の当日10時までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を理事長に提出すること。 2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。 (入札執行回数) 入札執行回数は、3回以内とします。</p> |

12 入札上の注意
つづき

(入札書等の提出方法)

当該入札に参加する者は、入札書に記名押印し、一般財団法人大和郡山市文化体育公社が指定する記載方法の封筒へ封入し、令和6年4月1日(月)10時までに書留郵便(簡易書留)または持参により、提出すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 理事長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2 通以上の入札書を提出した入札
- (5) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (6) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札
- (7) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (8) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

1 開札は、市・公社職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない市職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の当日の10時までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は最低価格提示業者と協議します。

13 入札書の提出
について

1 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

| 条件付一般競争入札 入札書在中 | |
|-----------------|-----------------------------|
| 入札 件 名 | DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)電力供給 |
| 委託 場 所 | 大和郡山市北郡山町地内 |
| 開札年月日 | 令和6年4月1日(月) 11:30 0:00 |
| 商 号 | 株式会社 ●●●● |
| 代表 者 名 | 代表取締役 ●●●●●● |
| 運 送 先 | 連絡先電話番号 |
| 恒 当 者 名 | ▲▲ ▲▲ |

※中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1160

奈良県大和郡山市北郡山町211番地3
DMG MORIやまと郡山城ホール

一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社 理事長 中尾 誠人 様

条件付一般競争入札 入札書在中

| | |
|-------|-----------------------------|
| 入札件名 | DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)電力供給 |
| 委託場所 | 大和郡山市北郡山町地内 |
| 開札年月日 | 令和6年4月1日(月) 11:30 0:00 |
| 商号 | |
| 代表者名 | |
| 連絡先 | |
| 担当者名 | |

2 入札書の記載方法

入 札 書

令和 年 月 日

1. 件名 DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)電 このセルへの入力は不要です。自動計算します。

2. 供給場所 大和郡山市北郡山町地内

3. 入札金額 **¥33,213,917**

税率10%
大和郡山市契約規則により上記のとおり入札します。

一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社 理事長 中尾 誠 人 様

所在 _____ 印

商号 _____ 印
実際に作成した日付を記載して下さい。
(郵便投函までの日付)

代表者 _____ 印
代表者印

| 基本料金単価 (円/kw) | 電力量料金単価 | |
|--------------------|------------------|----------------------|
| | 夏季 (円/kwh) | 平日 12.00 休日 12.89 |
| 1811.00 (円/kwh) | その他季節 (円/kwh) | 平日 11.20 休日 11.11 |

着色されたセル5箇所へ数字を入力してください。
(入力されている単価は記入例であり、予定価格ではありません。)
単価はすべて税抜きで入力し、少数第2位までとします。

会社の所在・商号・代表者名を記入して押印ください。

提示価格は、すべて消費税抜きの金額を入力

(1)DMG MORIやまと郡山城ホール(文化会館)

| 年月 | 単価区分 | 期間 | 契約電力 A | 予定使用電力量 B | 力率 C (%) | 係数 D | 基本料金単価 | 基本料金 | 電力量料金単価 | 電力量料金 | 消費税額 | 合計電気料金 |
|-----|------|-----------------|-----------|--------------|-------------|---------|-------------|----------------|--------------|--------------|--------------------|----------------|
| | | | | | | | (円/kw) E | (円) F=A*D*E | (円/kwh) G | (円) H=B*G | (円) I=(F+H)*10% | (円) J=F+H+I |
| 6月 | その他季 | 平日 6/1 ~ 6/30 | 780 | 71,100 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 796,320 | 199,701 | 2,196,714 |
| | その他季 | 休日 6/1 ~ 6/30 | | | | | | | | | | |
| 7月 | 夏季 | 平日 7/1 ~ 7/31 | 780 | 88,200 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 12.00 | 1,058,400 | 225,909 | 2,485,002 |
| | 夏季 | 休日 7/1 ~ 7/31 | | | | | | | | | | |
| 8月 | 夏季 | 平日 8/1 ~ 8/31 | 780 | 104,400 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 12.00 | 1,252,800 | 245,349 | 2,698,842 |
| | 夏季 | 休日 8/1 ~ 8/31 | | | | | | | | | | |
| 9月 | 夏季 | 平日 9/1 ~ 9/30 | 780 | 81,000 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.11 | 908,000 | 214,869 | 2,363,562 |
| | 夏季 | 休日 9/1 ~ 9/30 | | | | | | | | | | |
| 10月 | その他季 | 平日 10/1 ~ 10/31 | 780 | 67,200 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.11 | 747,200 | 187,269 | 2,059,962 |
| | その他季 | 休日 10/1 ~ 10/31 | | | | | | | | | | |
| 11月 | その他季 | 平日 11/1 ~ 11/30 | 780 | 66,600 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.11 | 741,000 | 186,709 | 2,053,802 |
| | その他季 | 休日 11/1 ~ 11/30 | | | | | | | | | | |
| 12月 | その他季 | 平日 12/1 ~ 12/31 | 780 | 65,000 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 728,000 | 192,869 | 2,121,562 |
| | その他季 | 休日 12/1 ~ 12/31 | | | | | | | | | | |
| 1月 | その他季 | 平日 1/1 ~ 1/31 | 780 | 50,100 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 561,120 | 176,181 | 1,937,994 |
| | その他季 | 休日 1/1 ~ 1/31 | | | | | | | | | | |
| 2月 | その他季 | 平日 2/1 ~ 2/28 | 780 | 59,300 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 664,160 | 168,485 | 2,051,338 |
| | その他季 | 休日 2/1 ~ 2/28 | | | | | | | | | | |
| 3月 | その他季 | 平日 3/1 ~ 3/31 | 780 | 62,100 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 695,520 | 189,621 | 2,085,834 |
| | その他季 | 休日 3/1 ~ 3/31 | | | | | | | | | | |
| 4月 | その他季 | 平日 4/1 ~ 4/30 | 780 | 44,900 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 502,880 | 170,357 | 1,873,930 |
| | その他季 | 休日 4/1 ~ 4/30 | | | | | | | | | | |
| 5月 | その他季 | 平日 5/1 ~ 5/31 | 780 | 47,400 | 100 | 0.85 | 1,811.00 | 1,200,693 | 11.20 | 530,880 | 173,157 | 1,904,730 |
| | その他季 | 休日 5/1 ~ 5/31 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 1,363,000 | | | | 14,408,316 | | 15,786,154 | | 33,213,917 |

上記は記入例のため、入力されている数値(金額)は予定価格ではありません。
 入札書作成用のエクセルファイルは電子メールで送信いたします
 入札書作成用のエクセルファイルの2ページ目以降の内訳書は提出不要です。

DMG MORI やまと郡山城ホール（文化会館）電力供給 仕様書

1. 概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 需要場所 | DMG MORI やまと郡山城ホール（文化会館） 大和郡山市北郡山町 2 1 1 番地 3 |
| (2) 業種及び用途 | 官公署（文化会館） |
| (3) 契約の種別 | 単価契約（基本料金単価・電力量単価による） |

2. 仕様

- (1) 供給電気方式, 供給電圧（標準電圧）, 計量電圧（標準電圧）, 標準周波数, 電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| 2. 供給電圧（標準電圧） | 6,000 ボルト |
| 3. 計量電圧（標準電圧） | 6,000 ボルト |
| 4. 標準周波数 | 60 ヘルツ |
| 5. 供給方式 | 交流 3 相 3 線式 1 回線受電 |
| 6. 蓄熱式負荷設備の有無 | 有 |

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- | | | |
|---------|-----------|------------------|
| 1. 契約電力 | 常時電力 | 780 キロワット |
| | 予備電力 | なし |
| | 年間予定使用電力量 | 1,363,000 キロワット時 |

（月別の予定使用電力量は別表 1、使用実績は別表 2 のとおり）

- (3) 契約期間

自 令和 6 年 6 月 1 日 0 時 至 令和 9 年 5 月 31 日 24 時

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 により長期継続契約とする。

電力の供給は当該契約に係る予算の成立を条件とする。

- (4) 検針日及び計量

各月の計量日は、毎月末日の 24 時とし、計量期間は、各月 1 日の 0 時から計量日の 24 時までとし、計量は各施設の計量器により記録された値によるものとする。

- (5) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。また電力量料金単価設定する際の区分については、必要に応じて次の定義に従うものとする。

- ・夏季 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間
- ・その他季 夏季以外の期間

- ・休日 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日
- ・平日 休日以外の日

(6) 需給地点

需要場所における構内第1柱上に大和郡山市が施設した気中開閉器の電源側接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界点

需要場所における構内第1柱上に大和郡山市が施設した気中開閉器の電源側接続点とする。

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

(9) 電気料金の支払日

検針日から30日以内に支払うものとする。(金融機関休業日の場合は翌営業日)

(10) 請求方法

請求額は各施設の基本料金、電力量料金、燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に各々消費税を含んだ価格を標記した請求書を作成してください。

(11) その他

ア 力率は契約期間中100%を保持する予定しているため、力率割引を実施すること。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷施設は特に有していない。

ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、各施設のある地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお入札価格の算定にあたっては、力率が100%とし、燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

エ 非常用自家発電設備(500キロボルトアンペア)1台を有している。

オ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ① 料金算定の際の端数処理は、基本料金及び電力量料金のそれぞれにつき小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入)で算定する。
- ② 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ③ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

⑤ 消費税額及び地方消費税の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ 契約期間中に関西電力株式会社の約款による各単価改定があった場合であっても、当該入札結果による契約単価の変更はしない。ただし、消費税率の改定や新たな賦課金が法律により施行されることとなった場合はこの限りではない。

(別表1) 年間予定使用電力量

| 月 | 単価区分 | | 期 間 | 契約電力 (kw) | 使用電力量 (kwh) |
|-----|------|----|------------|-----------|-------------|
| 6月 | その他季 | 平日 | 6/1～6/30 | 780 | 71,100 |
| | その他季 | 休日 | 6/1～6/30 | | 45,700 |
| 7月 | 夏季 | 平日 | 7/1～7/31 | 780 | 88,200 |
| | 夏季 | 休日 | 7/1～7/31 | | 70,900 |
| 8月 | 夏季 | 平日 | 8/1～8/31 | 780 | 104,400 |
| | 夏季 | 休日 | 8/1～8/31 | | 61,800 |
| 9月 | 夏季 | 平日 | 9/1～9/30 | 780 | 79,000 |
| | 夏季 | 休日 | 9/1～9/30 | | 66,600 |
| 10月 | その他季 | 平日 | 10/1～10/31 | 780 | 60,000 |
| | その他季 | 休日 | 10/1～10/31 | | 49,800 |
| 11月 | その他季 | 平日 | 11/1～11/30 | 780 | 59,500 |
| | その他季 | 休日 | 11/1～11/30 | | 47,300 |
| 12月 | その他季 | 平日 | 12/1～12/31 | 780 | 65,000 |
| | その他季 | 休日 | 12/1～12/31 | | 39,700 |
| 1月 | その他季 | 平日 | 1/1～1/31 | 780 | 50,100 |
| | その他季 | 休日 | 1/1～1/31 | | 33,200 |
| 2月 | その他季 | 平日 | 2/1～2/28 | 780 | 59,200 |
| | その他季 | 休日 | 2/1～2/28 | | 37,600 |
| 3月 | その他季 | 平日 | 3/1～3/31 | 780 | 62,100 |
| | その他季 | 休日 | 3/1～3/31 | | 33,100 |
| 4月 | その他季 | 平日 | 4/1～4/30 | 780 | 44,900 |
| | その他季 | 休日 | 4/1～4/30 | | 39,200 |
| 5月 | その他季 | 平日 | 5/1～5/31 | 780 | 47,400 |
| | その他季 | 休日 | 5/1～5/31 | | 47,100 |
| | | | | | 1,363,000 |

(別表2) 最大需要電力実績・使用電力量実績

| 年月 | 単価区分 | | 期 間 | 最大需要電力 (kw) | 使用電力量 (kwh) |
|-------|------|----|------------|-------------|-------------|
| R5.2 | その他季 | 平日 | 2/1～2/28 | 456 | 59,200 |
| | その他季 | 休日 | 2/1～2/28 | | 37,507 |
| R5.3 | その他季 | 平日 | 3/1～3/31 | 499 | 62,082 |
| | その他季 | 休日 | 3/1～3/31 | | 33,017 |
| R5.4 | その他季 | 平日 | 4/1～4/30 | 428 | 44,801 |
| | その他季 | 休日 | 4/1～4/30 | | 39,155 |
| R5.5 | その他季 | 平日 | 5/1～5/31 | 551 | 47,393 |
| | その他季 | 休日 | 5/1～5/31 | | 47,092 |
| R5.6 | その他季 | 平日 | 6/1～6/30 | 541 | 71,039 |
| | その他季 | 休日 | 6/1～6/30 | | 45,640 |
| R5.7 | 夏 季 | 平日 | 7/1～7/31 | 625 | 88,198 |
| | 夏 季 | 休日 | 7/1～7/31 | | 70,850 |
| R5.8 | 夏 季 | 平日 | 8/1～8/31 | 692 | 104,306 |
| | 夏 季 | 休日 | 8/1～8/31 | | 61,767 |
| R5.9 | 夏 季 | 平日 | 9/1～9/30 | 621 | 78,946 |
| | 夏 季 | 休日 | 9/1～9/30 | | 66,517 |
| R5.10 | その他季 | 平日 | 10/1～10/31 | 520 | 59,912 |
| | その他季 | 休日 | 10/1～10/31 | | 49,796 |
| R5.11 | その他季 | 平日 | 11/1～11/30 | 499 | 59,482 |
| | その他季 | 休日 | 11/1～11/30 | | 47,294 |
| R5.12 | その他季 | 平日 | 12/1～12/31 | 540 | 64,955 |
| | その他季 | 休日 | 12/1～12/31 | | 39,666 |
| R6.1 | その他季 | 平日 | 1/1～1/31 | 409 | 50,005 |
| | その他季 | 休日 | 1/1～1/31 | | 33,198 |
| | | | | | 1,361,818 |